

審査結果概要書

平成 23 年 11 月 17 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	札幌サンプラザにおける複数手法による省エネ事業
排出削減事業者名	財団法人 札幌勤労者職業福祉センター
排出削減共同実施事業者名	カーボンフリーコンサルティング株式会社
その他関連事業者名	
事業実施場所	札幌サンプラザ (北海道札幌市北区北 24 条西 5 丁目)
事業の概要	本事業は、勤労者職業福祉センターにおける高効率ボイラーの追加、ポンプのインバータ化、空調機および換気ファンの間欠運転制御導入、搬送ポンプの台数制御導入、高効率照明器具への更新によって全体の省エネを図るものである。
排出削減量の計画	<p>< 限界電源炭素排出係数使用 > 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2010 年度：340 tCO₂/年 2011 年度：297 tCO₂/年 2012 年度：255 tCO₂/年 (事業実施期間合計 892 tCO₂)</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2010-2012 年度：255 tCO₂/年 (事業実施期間合計 765 tCO₂)</p>
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新 005 間欠運転制御、インバータ制御又は台数制御によ

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年11月2日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：札幌サンプルザ (北海道札幌市北区北24条西5丁目)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 整備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(炉筒煙管ボイラー、従来型蛍光灯及び白熱球)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で4.6年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 札幌サンプルザは、札幌市の所有施設である。札幌市は、市の政策として環境都市宣言を打ち出し、省エネ対策を通して環境負荷を低減し、低炭素化を推進している。そのような中で、市の施設で札幌サンプルザに、高効率ボイラー及びポンプ類の制御、高効率照明を導入することで、エネルギーマネジメントを実施し、模範的な省エネ対策施設として同施設を運営していきたいという想いと、国内クレジット制度の京都議定書目標達成という意義がマッチし、申請に至ったことを確認している。以上の通り、本事業は国</p>

	内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001, 005, 006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>【方法論 001 ボイラーの更新】 適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率のボイラーに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。 適用条件 2 については、本事業により小型貫流ボイラーへの更新を行わなかった場合、既存の灯油焚ボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。 適用条件 3 については、小型貫流ボイラーにより生産した蒸気はすべて工場内で使用しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>【方法論 005 間欠運転制御、インバータ制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入】 適用条件 1 については、既設のポンプ・ファンにインバータ制御または間欠運転制御または台数制御を導入するものであることを確認している。 適用条件 2 については、削減事業実施前及び実施後の活動量（年間営業時間）が計測できることを確認している。</p> <p>【方法論 006 照明設備の更新】 適用条件 1 については、本事業は既存の照明設備を更新するものであることを確認している。 適用条件 2 については、照明設備を更新しなかった場合、既存設備を継続的に利用できることを確認している。 適用条件 3 については、削減事業実施前及び実施後の活動量（年間稼働時間）が把握できることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

なし